



各号に掲げる税目ごとに、それぞれ当該各号に定めるところにより課税するものとする。

一 不動産取得税 新設し、又は増設した対象設備に係る工場用の建物又はその敷地である土地（当該新産業都市の区域の指定の日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して一年内に、当該土地を敷地とする当該工場用の建物の建設に着手し、又は当該土地に取得時に現に存した建物の全部若しくは一部を当該工場用の建物にした場合に限る。以下同じ。）の取得に対して課する場合の税率は、百分の〇・三とする。

二 県が課する固定資産税 新設し、又は増設した対象設備に係る機械及び装置に対して、その取得の日の属する年の翌年四月一日の属する年度（取得の日が一月一日の場合においては、当該年の四月一日の属する年度とする。以下「初年度」という。）以降三箇年度の間に就いて課する場合の税率は、次の表の上欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ下欄に定める率とする。

年 度	税 率
初 年 度	百分の〇・一四
第 二 年 度	百分の〇・四六七
第 三 年 度	百分の〇・九三三

（不均一課税の適用の申請）

第三条 前条の規定による不均一課税の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した不均一課税適用申請書を、対象設備に係る工場用の建物若しくはその敷地である土地又は機械及び装置を当該事業

の用に供することとなつた日から三十日以内に、所轄県税事務所長を経由して知事に提出しなければならない。

一 対象設備を新設し、又は増設した者の住所及び氏名又は所在地、名称及び代表者氏名  
二 対象設備に係る事業計画  
三 対象設備に係る工場用の建物の敷地である土地の所在、地番、地目、地積、価格及び取得年月日  
四 対象設備に係る工場用の建物の家屋番号、種類、構造、床面積、用途、価格及び取得年月日  
五 対象設備に係る機械及び装置の種類、取得価格及び取得年月日  
六 対象設備の新設又は増設に伴つて増加する雇用の数  
七 その他参考となるべき事項

2 知事は、前項の申請があつた場合において、必要があると認めるときは、当該申請に係る事項について調査することができる。  
（委任）  
第四条 この条例の施行に關し必要な事項は、知事が定める。

附 則

（施行期日）  
1 この条例は、公布の日から施行し、昭和四十一年十一月十六日から適用する。  
（経過措置）  
2 第二条の規定の適用を受けようとする者で、昭和四十一年十一月十六日からこの条例の施行の日の前日までの間に対象設備に係る工場用の建物若しくはその敷地である土地又は機械及び装置を当該事業の用に供し

たものについては、第三条第一項の規定により提出すべき不均一課税適用申請書の提出期限は、同条同項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して三十日を経過した日とする。

（低開発地域工業開発地区における県税の課税免除に關する条例の一部改正）  
3 低開発地域工業開発地区における県税の課税免除に關する条例（昭和三十八年三月鳥取県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

附則第三条の次に次の一条を加える。  
（新産業都市の区域の指定に伴う特例）  
第四条 新産業都市建設促進法（昭和三十七年法律第七十七号）第三条第四項の規定により新産業都市の区域として指定され、かつ、当該指定の日の前日まで開発地区であつた区域が昭和四十二年三月三十一日までなお開発地区であるとするならば本則第二条の規定の適用を受けることとなる者に対しては、本則の規定の例により、県税を課さない。

2 前項においてその例によるものとされた本則の規定の適用を受ける設備については、鳥取県工場設置奨励条例及び新産業都市の区域における県税の不均一課税に關する条例（昭和四十一年十二月鳥取県条例第三十五号）の規定は、適用しない。

鳥取県議会議員選挙立会演説会に關する条例をここに公布する。  
昭和四十一年十二月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗  
鳥取県条例第三十六号  
鳥取県議会議員選挙立会演説会に關する条例

（目的）  
第一条 この条例は、公職選挙法（昭和二十五年法律第九号。以下「法」という。）第六十条の二第一項の規定に基づき、県の議会の議員の選挙における公営の立会演説会（以下「立会演説会」という。）に關し必要な事項を定めることを目的とする。

（開催主体）  
第二条 市及び鳥取県選挙管理委員会（以下「県委員会」という。）が指定する町村は、県の議会の議員の候補者（以下「候補者」という。）の政見を選挙人に周知させるため、立会演説会を開催しなければならない。

2 前項の市は、人口七万五千人をこえる市にあつては人口おおむね二万七千を一単位として、人口七万五千人以下の市にあつては人口おおむね一万五千を一単位としてそれぞれ立会演説会を開催するようにしなければならない。

（開催計画の決定及び告示）  
第三条 県委員会は、前条の規定により立会演説会を開催する市町村の選挙管理委員会（以下「市町村委員会」という。）と協議のうえ、あらかじめ立会演説会を開催すべき予定の日時及び会場並びに一回の立会演説会において演説することができる候補者の数及び演説の時間を決定し、当該選挙の期日の告示の日から二日以内に告示しなければならない。

2 前項の場合において必要があると認めるときは、県委員会は、立会演説会の実施につき、班別編成の方法を採用することを決定することができる。

3 前二項の規定による決定をするに当たつては、県委員会は、県の区域内に主たる事務所を有する政党又はその支部の代表者その他関係人の参

集を求めて、その意見を大きくことができる。

4 県委員会は、第一項の決定をした後において、第六条第一項の規定により指定期日後に立会演説会への参加を申し出た者を参加させる等特別の必要があるときは、第一項の決定を変更することができる。この場合においては、変更の内容を直ちに告示しなければならない。

(班別編成によらない立会演説会への参加)

第四条 班別編成の方法によらない場合の立会演説会に加わろうとする候補者は、県委員会に、その指定する期日までに、前条第一項の規定により告示された一市町村又は一単位ごとの各立会演説会の開催日及び会場につき自己の加わるべき希望の順位を定めて、その旨を申し出なければならぬ。この場合において、立会演説会に加わることができる回数は、立会演説会を開催すべき一市町村又は一単位ごとに、候補者一人について、一回に限る。

2 県委員会は、前項の期間内に申出があつた候補者のうち当該立会演説会への参加を希望の第一順位とするものにつき、各立会演説会ごとに、前条第一項の規定による一回の立会演説会において演説をすることができる候補者を決定する。この場合において、当該立会演説会への参加を希望の第一順位とする申出者の数がその演説をすることができる数を超えるときは、申出の到達の順により、到達が同時であるときはくじにより、決定する。

3 前項の規定により希望の第一順位どおりに決定されなかつた申出者については、県委員会は、その申出者の希望の順位を参酌して、その者の演説をすることができる立会演説会の日及び会場を決定する。

4 各立会演説会における候補者の演説の順序は、県委員会がくじで決定

する。

5 第一項の申出があつた候補者について、前三項の規定によりその者が加わるべき立会演説会の日時及び会場並びに立会演説会における演説の順序が決定したときは、県委員会は、直ちにその旨を、当該候補者に通知するとともに告示しなければならない。この場合においては、あわせて関係市町村委員会にその旨通知しなければならない。

(班別編成による立会演説会への参加)

第五条 班別編成の方法による場合の立会演説会に加わろうとする候補者は、県委員会に、その指定する期日までに、その旨を申し出なければならぬ。

2 前項の期間内に申出があつた候補者については、その所属の班及び最初に行なわれる立会演説会における演説の順序は、県委員会がくじで決定する。この場合においては、あわせてその者が演説をすることができる立会演説会の日及び会場を決定する。

3 第二回以後に行なわれる立会演説会における候補者の演説の順序は、前回の第一順位の者を最後の順位とし、第二順位以下の者を順次一順位ずつ繰り上げたものによる。

4 前条第五項の規定は、第二項の規定による決定があつた場合について、準用する。

(指定期日後の参加)

第六条 第四条第一項又は前条第一項の規定による期日後立候補の届出をした者で立会演説会に加わろうとするものは、県委員会の定めるところにより、その旨を申し出なければならない。

2 前項の申出があつた候補者については、その者が演説をすることができる

立会演説会の日及び会場は、県委員会が、申出者の希望を参酌して決定する。この場合においては、あわせて立会演説会における演説の順序をも決定しなければならない。

3 前項の決定をしたときは、県委員会は、第四条第五項の規定の例により、その旨を通知するとともに告示しなければならない。

(演説の順序の変更)

第七条 候補者(法第五十四条第一項の代理者を含む。)が立会演説会において演説を行なうべき時間に演説を行なわなかつたときは、正当な理由があると認められる場合を除き、県委員会は、その後開催される立会演説会における候補者の演説の順序を変更することができる。この場合においては、その後開催される立会演説会において演説を行なうべき他の候補者の意見をきかなければならない。

2 前項の規定により演説の順序を変更したときは、県委員会は、第四条第五項の規定の例により、その旨を通知するとともに告示しなければならない。

(開催の周知方法)

第八条 市町村委員会は、立会演説会を開催すべき期日前二日までに、公衆の見やすい場所に、立会演説会を開催すべき日時及び会場並びに演説を行なうべき候補者の氏名及び党派別を掲示しなければならない。この場合における掲示の場所は、立会演説会を開催すべき一市町村又は一単位につき、三十箇所以上でなければならない。

2 市町村委員会は、立会演説会開催の当日の演説会場の表示並びに演説会場における候補者の氏名及び党派別の掲示をしなければならない。  
(開催を中止する場合)

第九条 法百条第一項の規定に該当し投票を行なうことを必要としなくなつたときは、立会演説会開催の手続は、中止する。

2 天災その他避けることのできない事故その他特別の事情により立会演説会の開催が不能となつた場合においては、これに代わるべき立会演説会を行なわぬ。

(市町村委員会の事務)

第十条 市町村委員会は、立会演説会の会場の施設その他立会演説会の実施に関する事務を行なわなければならない。

(委任)

第十一条 この条例の施行に関し必要な事項は、県委員会が定める。

附則

この条例は、次の一般選挙から施行する。

鳥取県管企業等の設置等に関する条例をここに公布する。

昭和四十一年十二月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第三十七号

鳥取県管企業等の設置等に関する条例

(設置)

第一条 鳥取県の産業経済の発展を図り、もつて県民の福祉の増進に寄与することを目的として、次の各号に掲げる事業を設置する。

- 一 電気事業
- 二、工業用水道事業
- 三 埋立事業

(管理者)  
第二条 地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号。以下「法」という。)第七条ただし書の規定に基づき、前条各号の事業(以下「県営企業」と総称する。)には、管理者を置かない。  
(組織)  
第三条 法第十四条の規定に基づき、管理者の権限を行なう知事の権限に属する事務を処理させるため、鳥取県企業局を置く。

(経営の基本)

第四条 電気事業は、電力需給事情の改善により、産業経済基盤の整備強化を図るため、電力の供給を能率的かつ経済的に行なう。

2 電気事業の用に供する発電施設の名称及びその最大出力並びに電力供給方法は、次のとおりとする。

施設の名称	最大出力	電力供給方法
幡郷発電所	二千八百八十キロワット	卸 売
小鹿第一発電所	三千六百キロワット	
小鹿第二発電所	五千百キロワット	
春米発電所	七千八百キロワット	
日野川第一発電所	四千三百キロワット	

第五条 工業用水道事業は、工業生産基盤の整備強化を図るため、工業用水の供給を能率的かつ経済的に行なう。

2 工業用水道事業の用に供する施設の名称及び給水能力は、次のとおりとする。

施設の名称	給水能力(日量)
日野川工業用水道	十六万立方メートル

第六条 埋立事業は、工業生産基盤の整備強化を図るため、工業用地等の造成を能率的かつ経済的に行なう。

2 埋立事業を行なう区域の名称及び埋立造成面積は、次のとおりとする。

区域の名称	埋立造成面積
境港外港地区	百五十四ヘクタール

(重要な資産の取得及び処分)

第七条 法第三十三条第二項の規定により予算で定めなければならない県営企業のために供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額)が七千万円以上の不動産又は動産の買入れ又は譲渡(土地については、その面積が一件二万平方メートル以上のものに係るものに限る。)とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第八条 法第三十四条において準用する地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二第四項の規定により県営企業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が十万円以上である場合とする。  
(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第九条 法第四十条第二項の条項で定めるものは、県営企業の業務に関する負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が十

万円以上のもの並びに県がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起、和解、あつせん、調停及び仲裁で重要又は異例なもの並びに法律上県の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が十万円以上のものとする。  
(業務状況の説明書類の提出)

第十条 法第四十条の二第一項の規定による県営企業の業務の状況を説明する書類の提出は、前期分(四月一日から九月三十日までのもの)については十一月三十日まで、後期分(十月一日から三月三十一日までのもの)については五月三十一日までに行なうものとする。

2 前項の書類には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 事業の概況
- 二 経理の状況
- 三 前二号に掲げるもののほか、県営企業の経営状況を明らかにするために必要な事項
- 3 天災その他の事故により、第一項に定める期限までに、同項の書類を提出することができなかつた場合においては、その事故が終了した後でできるだけすみやかに提出するものとする。

(企業管理規程への委任)

第十一条 この条例の施行に必要事項は、企業管理規程で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日から施行する。

一 本則の規定及び附則第二項の規定 昭和四十二年一月一日

二 附則第三項の規定 昭和四十二年四月一日  
(鳥取県管営電気事業に地方公営企業法の規定を適用する日定める条例等の廃止)

2 次の各号に掲げる条例は、廃止する。

- 一 鳥取県管営電気事業に地方公営企業法の規定を適用する日定める条例(昭和三十三年七月鳥取県条例第十九号)
- 二 鳥取県管営企業の契約の方法の特例に関する条例(昭和三十三年七月鳥取県条例第二十二号)
- 三 鳥取県管営企業の業務状況書の作成及び公表に関する条例(昭和三十三年七月鳥取県条例第二十三号)
- 四 鳥取県管営企業の組織に関する条例(昭和三十八年五月鳥取県条例第二十八号)

(鳥取県管営工業用水道事業及び鳥取県管立事業についての地方公営企業法の規定の適用に関する条例の一部改正)

3 鳥取県管営工業用水道事業及び鳥取県管立事業についての地方公営企業法の規定の適用に関する条例(昭和三十八年五月鳥取県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鳥取県管立事業についての地方公営企業法の規定の適用に関する条例

本則中「工業用水道事業及び」及び「それぞれ」を削る。

鳥取県興行場の衛生措置の基準に関する条例をここに公布する。

昭和四十一年十二月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第三十八号

鳥取県興行場の衛生措置の基準に関する条例

鳥取県興行場の措置の基準に関する条例(昭和二十四年三月鳥取県条例第二十号)の全部を改正する。

(目的)

第一条 この条例は、興行場法(昭和二十三年法律第三十七号)第三条第二項の規定に基づき、興行場営業を営む者が興行場について講じなければならない換気、照明、防湿及び清潔その他入場者の衛生に必要な措置の基準を定めることを目的とする。

(換気に必要な措置の基準)

第二条 換気に必要な措置の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 客席の換気は機械換気装置により、その床面積一平方メートルについて毎時七十五立方メートル以上の割合で行なうこと。ただし、直接外気に面する窓を適時開放し、かつ、換気孔により常時換気をするときは、機械換気装置によらないことができる。
- 二 客席内の空気は、次に掲げる要件を備えるよう措置を講ずること。
  - イ 炭酸ガスの含有量が〇・一五パーセント以下であること。
  - ロ じんあい数が一立方センチメートル中において一千個以下であること。
  - ハ 平板培養法による落下細菌数が五分間露出で三百個以下であること。

(照明に必要な措置の基準)

第三条 照明に必要な措置の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 客席の照度は、二十ルクス以上とすること。ただし、入場者に見せ、又は聞かせている場合の照度は、〇・二ルクスまで下げることができる。
- 二 客席を除き、廊下、通路、階段、喫煙所、便所、出入口、非常口その他入場者の使用する場所の照度は、常に二十ルクス以上とすること。

(防湿に必要な措置の基準)

第四条 防湿に必要な措置の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 客席の床面をコンクリート等の不透透材料でおおう等防湿上有効な措置を講ずること。
- 二 興行場の内部及び外部における雨水、わき水等については、その排水を十分にすること。

(清潔その他入場者の衛生に必要な措置の基準)

第五条 清潔その他入場者の衛生に必要な措置の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 入場者の使用する便所は、次に掲げるように措置しなければならない。
  - イ 男子用大便器を入場者定員六百人に付き一個、男子用小便器及び女子用便器をそれぞれ入場者定員二百人に付き一個の割合で設けること。
  - ロ 防臭及び防虫の装置を施すこと。
  - ハ 清浄な水を十分に供給することができる流水式の手洗装置を設けること。

二 客席の冷房又は暖房を行なう場合は、換気を妨げないようにすること。

三 入場者の利用しやすい場所にたんづば及びふた付きのごみ容器を配置し毎日処理すること。

四 興行場の内部及び外部は毎日清掃し、殺虫消毒剤の散布等により蚊、はえ、のみその他の害虫、ねずみ等の防除を行ない、常に清潔の保持に努めること。

五 入場者の用に供する座ぶとん、火鉢等は常に清潔なものとする。

(措置基準の緩和)

第六条 知事は、臨時、仮設、野外等営業の態様が特殊なものと認められる興行場については、入場者の衛生上支障がないと認める範囲内において、第二条から前条までに規定する措置の基準を緩和することができる。

附則

この条例は、昭和四十二年三月一日から施行する。

昭和四十一年十二月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第三十九号

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和三十三年七月鳥取県条例第二十四号)の全部を改正する。

(目的)

第一条 この条例は、地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)

以下「法」という。(第三十八条第四項の規定に基づき、法第十五条第一項に規定する企業職員(以下「職員」という。)の給与の種類及び基準を定めることを目的とする。

(給与の種類)

第二条 職員の給与の種類は、給料及び手当とする。

2 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、手当を除いたものとする。

3 手当の種類は、扶養手当、初任給調整手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当及び退職手当とする。

(給料表)

第三条 給料については、職員の職務の種類に応じ、必要な種類の給料表を設けるものとする。

2 給料表の給料額は、職務の等級及び当該職務の等級ごとの号給を設けて定めるものとする。

(扶養手当)

第四条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

- 一 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)
- 二 十八歳未満の子及び孫
- 三 六十歳以上の父母及び祖父母
- 四 十八歳未満の弟妹



五 不具廃疾者

(初任給調整手当)

第五条 初任給調整手当は、専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された職員に対して支給する。

(通勤手当)

第六条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。

一 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用し、かつ、その運賃又は料金を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用して徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるものを除く。)

二 通勤のため自転車その他の交通の用具(以下「自転車等」という。)を使用することを常例とする職員(前号の規定に該当する職員及び自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が二キロメートル未満である職員を除く。)

(特殊勤務手当)

第七条 特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に対して支給する。

(時間外勤務手当)

第八条 時間外勤務手当は、正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ

た職員に対して、正規の勤務時間外に勤務した全時間について支給する。

(宿日直手当)

第九条 宿日直手当は、宿日直勤務を命ぜられた職員に対して、当該勤務について支給する。

(夜間勤務手当)

第十条 夜間勤務手当は、正規の勤務時間として午後十時から翌日の午前五時までの間に勤務することを命ぜられた職員に対して、その間に勤務した全時間について支給する。

(休日勤務手当)

第十一条 職員には、正規の勤務日が休日に当たつても、正規の給与を支給する。

2 休日勤務手当は、休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対して、当該勤務した全時間について支給する。

3 前二項の「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する日並びに一月二日、同月三日及び十二月二十九日から同月三十一日までをいう。

(管理職手当)

第十二条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員のうち、その職務の特殊性に基づき企業管理規程で定める職にあるものに対して支給する。

(期末手当)

第十三条 期末手当は、六月一日及び十二月一日(以下この条においてこ

れらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、職員の在職期間に応じて支給する。基準日前一月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。

(勤勉手当)

第十四条 勤勉手当は、三月一日、六月一日及び十二月一日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、職員の在職期間並びに勤務成績に応じて支給する。基準日前一月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。

(寒冷地手当)

第十五条 寒冷地手当は、寒冷の地域で企業管理規程で定めるものに勤務する職員に対して支給する。

(退職手当)

第十六条 退職手当は、職員が退職したときに、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。

(給与の減額)

第十七条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき特に承認があつた場合を除くほか、その勤務しない時間一時間につき、勤務一時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(休職者の給与)

第十八条 休職者の給与は、企業管理規程の定めるところにより支給することができる。

(賃金等で雇用する職員の給与)

第十九条 賃金等で雇用する職員に対しては、この条例の規定にかかわらず、他の職員との権衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給する。

(給与の額、支給方法等)

第二十条 職員に支給する給与の額、支給方法その他の条例の施行に關し必要な事項は、企業管理規程で定める。

附則

この条例は、昭和四十二年一月一日から施行する。

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十一年十二月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第四十号

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例

鳥取県職員定数条例(昭和二十四年八月鳥取県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「三、〇八四人」を「三、〇八六人」に、「三七七人」を「三七五人」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十一年十二月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第四十一号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

第一条 職員の給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号)

の一部を次のように改正する。

第一条中「（昭和三十二年七月鳥取県条例第二十四号）」を「（昭和四十一年十二月鳥取県条例第三十九号）」に改める。

（職員の特務勤務手当に関する条例の一部改正）

第二条 職員の特務勤務手当に関する条例（昭和二十七年十一月鳥取県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二条中第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、以下一号ずつ繰り上げる。

第十七条の二を削る。

（職員等の旅費に関する条例の一部改正）

第三条 職員等の旅費に関する条例（昭和二十七年十二月鳥取県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中第十号を削り、第十一号を第十号とし、以下一号ずつ繰り上げる。

（技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第四条 技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和三十一年十月鳥取県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「及び第十七条」を削り、「第三十八条第三項」を「第三十八条第四項」に改め、同条第二項中「単純な労務に雇用される者」の下に「（企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年十二月鳥取県条例第三十九号）第一条に規定する企業職員を除く。）」を加える。

（職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第五条 職員の退職手当に関する条例（昭和二十七年十二月鳥取県条例第

五十一号）の一部を次のように改正する。

第九条第五項中「（昭和三十二年七月鳥取県条例第二十四号）」を「（昭和四十一年十二月鳥取県条例第三十九号）」に改める。

附則第九項に次の一号を加える。

四 先に職員として在職した者であつて、任命権者の勸しよを受け、農林省委託開墾及耕地整理技術員長期講習生となるため退職し、かつ、その講習を終えた後に他に就職することなく再び職員となつたもの。

附則

この条例は、昭和四十二年一月一日から施行する。

鳥取県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十一年十二月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第四十二号

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例（昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「郵便振替貯金」を「郵便振替」に改め、同条第三項中「徴税吏員たる出納員」を「徴税吏員である出納員及び分任出納員」に改める。

第二十九条第一項第四号中「県内に寮等を有する法人」を「県内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設（以下本節において「寮等」という。）を有する法人」に、「次項」を「第五項」に改める。

第二十九条中第三項を第六項とし、第二項を第五項とし、第一項の次に次の三項を加える。

2 外国法人に対する本節の規定の適用については、その事業が行なわれる場所で施行令第七条の三の四に規定するものをもつて、その事務所又は事業所とする。

3 法第二十五条第一項第二号に掲げる者で収益事業（施行令第七条の四に規定する事業をいう。以下本節において同じ。）を行なうものに対する県民税は、第一項の規定にかかわらず、県内に当該収益事業を行なう事務所又は事業所を有する者に課する。

4 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第六号の公益法人等のうち法第二十五条第一項第二号に掲げる者以外のもの及び次項の規定によつて法人とみなされるものに対する法人税制は、第一項の規定にかかわらず、県内に収益事業を行なう事務所又は事業所を有する者に課する。

第三十一条第一項中「（昭和四十年法律第三十四号）」を削る。

第三十二条第一項中「（県民税）」の下に「（第三十八条の二の規定によつて課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を、第二号に該当する者に対しては分離課税に係る所得割を加え、同項第三号中「これらの者が前年中において二十四万円をこえる所得を有した場合」を「これらの者の前年中の所得の金額（分離課税に係る所得割の課税標準である退職所得の金額を除く。）が二十四万円をこえる場合」に改める。

第三十二条の次に次の二条を加える。  
（所得割の課税標準）  
第三十二条の二 所得割の課税標準は、前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額とする。

2 前項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額は、法又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除くほか、それぞれ所得税法その他の所得税に関する法令の規定による所得税法第二十二條第二項又は第三項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算の例によつて算定する。

（所得控除）

第三十二条の三 所得割の納税義務者が法第三十四条第一項各号の一に掲げる者に該当する場合においては、同条第一項及び第三項から第九項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、生命保険料控除額、配偶者控除額又は扶養控除額を、所得割の納税義務者については、同条第二項、第六項及び第九項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

第三十三条の二第二項中「（法第三十六条）」の下に「第一項」を加え、「同条の規定」を「同項の規定」に、「別表」を「別表第一」に改め、同条第二項中「別表」を「別表第一」に改める。

第三十三条の三 所得割の納税義務者が障害者である控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合においては当該障害者一人について、所得割の納税義務者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合においては、それぞれ当該納税義務者について千円を、その者の所得割の額から控除する。

（所得割の税額控除）

第三十三条の三 所得割の納税義務者が障害者である控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合においては当該障害者一人について、所得割の納税義務者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合においては、それぞれ当該納税義務者について千円を、その者の所得割の額から控除する。

2 所得割の納税義務者の前年の総所得金額のうち、法附則第五項に規定する配当所得(利息の配当を除く。)があるときは、同項各号に掲げる金額の合計額を、その者の所得割の額から控除する。

第三十四条の次に次の一条を加える。  
(個人の県民税の賦課期日)  
第三十四条の二 個人の県民税の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の一月一日とする。

第三十五条中「市町村民税の賦課徴収の例により」を「法第四十八条の二に定める場合を除くほか、市町村民税の賦課徴収の個人(市町村民税の賦課徴収(均等割の税率の軽減を除く。)の例により)に改める。

第三十七条中第五項を第六項とし、第二項から第四項までを一項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の一項を加える。  
2 市町村長は、当該年度中の各月に納入申告書の提出された県民税の分離課税に係る所得割及び市町村民税の分離課税に係る所得割に關し、次の各号に掲げる事項を当該月の翌月の十日までに知事に報告しなければならない。

- 一 県民税の分離課税に係る所得割の納税義務者数
- 二 県民税の分離課税に係る所得割の額及び市町村民税の分離課税に係る所得割の額の総額

第三十七条の二第一号中「交付する通知書」の下に「及び分離課税に係る所得割の更正又は決定の通知書」を加え、同条第二号中「県に払い込まれた」を「県指定金融機関等に払い込まれた」に改め、同条第五号を同条第七号とし、同条第四号の次に次の二号を加える。  
五 法第四十一条第一項の規定によつて市町村が徴収した個人の県民税

に係る徴収金を法第三十七条の三第三項においてその例によることとされる法第十七条又は法第十七条の二の規定によつて市町村が還付し、又は充当した場合における当該徴収金に係る還付金に相当する金額  
六 法第十七条の四の規定によつて市町村が加算した前号の還付金に係る還付加算金に相当する金額  
第三十七条の二を第三十七条の三とし、第三十七条の次に次の一条を加える。

(個人の県民税に係る徴収金の払込の方法)  
第三十二条の二 市町村が法第四十二条第三項の二に定める個人の県民税に係る徴収金を払い込む場合においては、払込書によつて県指定金融機関等に払い込むものとする。

第三十八条の次に次の七条を加える。  
(退職所得の課税の特例)  
第三十八条の二 退職手当等(所得税法第九十九条の規定によりその所得税を徴収して納付すべきものに限る。以下同じ。)の支払を受けるべき日の属する年の一月一日現在において県内に住所を有する者が当該退職手当等の支払を受ける場合には、当該退職手当等に係る所得割は第三十二条の二、第三十三条、第三十三条の二及び第三十四条の二の規定にかかわらず、当該退職手当等に係る所得を他の所得と区分し、次条から第三十八条の八までに規定するところによつて課する。

(分離課税に係る所得割の課税標準)  
第三十八条の三 分離課税に係る所得割の課税標準は、その年中の退職所得の金額とする。  
2 前項の退職所得の金額は、所得税法第三十条第二項に規定する退職所

得の金額の計算の例によつて算定する。

(分離課税に係る所得割の税率)

第三十八条の四 分離課税に係る所得割の額は、前条第一項の退職所得の金額を次の表の上欄に掲げる金額の区分によつて区分し、当該区分に應ずる同表の下欄に掲げる率を順次適用して計算した金額の合計額とする。

百五十万円以下の金額	百分の二
百五十万円をこえる金額	百分の四

(納入申告書の提出)

第三十八条の五 法第三百二十八条の五第二項の規定に基づく市町村民税に關する納入申告書を提出する者は、当該納入申告書とあわせて法第五十条の五の規定に基づく県民税に關する納入申告書を市町村長に提出しなければならない。

(特別徴収税額)

第三十八条の六 分離課税に係る所得割の特別徴収義務者が徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、次の各号に掲げる場合の区分に應じ、当該各号に掲げる税額とする。

- 一 退職手当等の支払を受ける者が提出した次条の規定による申告書(以下本条において「退職所得申告書」という。)に、その支払うべきことが確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払がされたもの(次号において「支払済みの他の退職手当等」という。)がない旨の記載がある場合、その支払う退職手当等の金額について第三十八条の三及び第三十八条の四の規定を適用して計算した税額

二 退職手当等の支払を受ける者が提出した退職所得申告書に、支払済みの他の退職手当等がある旨の記載がある場合、その支払済みの他の退職手当等の金額とその支払う退職手当等の金額との合計額について第三十八条の三及び第三十八条の四の規定を適用して計算した税額から、その支払済みの他の退職手当等につき徴収された又は徴収されるべき分離課税に係る所得割の額を控除した残額に相当する税額

2 退職手当等の支払を受ける者がその支払を受ける時までに退職所得申告書を提出していないときは、分離課税に係る所得割の特別徴収義務者が徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、その支払う退職手当等の金額について第三十八条の三及び第三十八条の四の規定を適用して計算した税額とする。

(退職所得申告書)

第三十八条の七 退職手当等の支払を受ける者は、法第三百二十八条の七第一項の規定に基づいて市町村長に提出する市町村民税に關する申告書とあわせて法第五十条の七第一項の規定に基づく申告書を、当該退職手当等の支払者を経由して、当該市町村長に提出しなければならない。

(分離課税に係る所得割の普通徴収税額)

第三十八条の八 その年において退職手当等の支払を受けた者が第三十八条の六第二項に規定する分離課税に係る所得割の額を徴収された又は徴収されるべき場合において、その者のその年中における退職手当等の金額について第三十八条の三及び第三十八条の四の規定を適用して計算した税額が当該退職手当等につき法第四十一条第一項の規定によつてその例によることとされる法第三百二十八条の五第二項の規定により徴収された又は徴収されるべき分離課税に係る所得割の額をこえるときは、市



別表第二

退職所得に係る県民税の特別徴収税額表

退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円
6,000円未満		0	55,000	56,000	490
6,000	7,000	50	56,000	57,000	500
7,000	8,000	60	57,000	58,000	510
8,000	9,000	70	58,000	59,000	520
9,000	10,000	80	59,000	60,000	530
10,000	12,000	90	60,000	62,000	540
12,000	13,000	100	62,000	64,000	550
13,000	14,000	110	64,000	66,000	570
14,000	15,000	120	66,000	68,000	590
15,000	16,000	130	68,000	70,000	610
16,000	17,000	140	70,000	72,000	630
17,000	18,000	150	72,000	74,000	640
18,000	19,000	160	74,000	76,000	660
19,000	20,000	170	76,000	78,000	680
20,000	22,000	180	78,000	80,000	700
22,000	23,000	190	80,000	82,000	720
23,000	24,000	200	82,000	84,000	730
24,000	25,000	210	84,000	86,000	750
25,000	26,000	220	86,000	88,000	770
26,000	27,000	230	88,000	90,000	790
27,000	28,000	240	90,000	92,000	810
28,000	29,000	250	92,000	94,000	820
29,000	30,000	260	94,000	96,000	840
30,000	32,000	270	96,000	98,000	860
32,000	33,000	280	98,000	100,000	880
33,000	34,000	290	100,000	102,000	900
34,000	35,000	300	102,000	104,000	910
35,000	36,000	310	104,000	106,000	930
36,000	37,000	320	106,000	108,000	950
37,000	38,000	330	108,000	110,000	970
38,000	39,000	340	110,000	112,000	990
39,000	40,000	350	112,000	114,000	1,000
40,000	42,000	360	114,000	116,000	1,020
42,000	43,000	370	116,000	118,000	1,040
43,000	44,000	380	118,000	120,000	1,060
44,000	45,000	390	120,000	122,000	1,080
45,000	46,000	400	122,000	124,000	1,090
46,000	47,000	410	124,000	126,000	1,110
47,000	48,000	420	126,000	128,000	1,130
48,000	49,000	430	128,000	130,000	1,150
49,000	50,000	440	130,000	132,000	1,170
50,000	52,000	450	132,000	134,000	1,180
52,000	53,000	460	134,000	136,000	1,200
53,000	54,000	470	136,000	138,000	1,220
54,000	55,000	480	138,000	140,000	1,240

町村長が普通徴収の方法によつて徴収すべき税額は、そのこえる金額に相当する税額とする。

第五十八条第一項中「事業税の納税義務者」の下に「(施行令第三十五条の三に該当する者を除く。)」を加え、「三月二十日」を「三月十五日」に改め、同条第二項中「前項の納税義務者」を「個人の行なう事業に対する事業税の納税義務者」に改める。

附則に次の三項を加える。

16 第三十八条の四の規定の適用については、当分の間、同条中「合計額」とあるのは「合計額からその十分の一に相当する金額を控除して得た金額」とする。

17 第三十八条の六第一項又は第二項の規定の適用については、当分の間、同条第一項第一号又は第二項中「その支払う退職手当等の金額について第三十八条の三及び第三十八条の四の規定を適用して計算した税額」とあるのは「その支払う退職手当等の金額から所得税法第三十条第二項の退職所得控除額を控除した残額に就し、前項の規定を適用して算定される第三十八条の四の金額の範囲内で定める別表第二に掲げる税額」と、同条第一項第二号中「その支払済みの他の退職手当等の金額とその支払う退職手当等の金額との合計額について第三十八条の三及び第三十八条の四の規定を適用して計算した税額」とあるのは「その支払済みの他の退職手当等の金額とその支払う退職手当等の金額との合計額から退職所得控除額を控除した残額に就する別表第二に掲げる税額を求め、その税額」とする。

18 第三十八条の八の規定の適用については、当分の間、同条中「その年中における退職手当等の金額について第三十八条の三及び第三十八条の

四の規定を適用して計算した税額」とあるのは、「その年中における退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した残額に就する別表第二に掲げる税額」とする。

別表を別表第一とし、同表の次に次の一表を加える。

退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円
540,000	546,000	4,860	860,000	868,000	7,740
546,000	552,000	4,910	868,000	876,000	7,810
552,000	558,000	4,960	876,000	884,000	7,880
558,000	564,000	5,020	884,000	892,000	7,950
564,000	570,000	5,070	892,000	900,000	8,020
570,000	576,000	5,130	900,000	908,000	8,100
576,000	582,000	5,180	908,000	916,000	8,170
582,000	588,000	5,230	916,000	924,000	8,240
588,000	594,000	5,290	924,000	932,000	8,310
594,000	600,000	5,340	932,000	940,000	8,380
600,000	606,000	5,400	940,000	948,000	8,460
606,000	612,000	5,450	948,000	956,000	8,530
612,000	618,000	5,500	956,000	964,000	8,600
618,000	624,000	5,560	964,000	972,000	8,670
624,000	630,000	5,610	972,000	980,000	8,740
630,000	636,000	5,670	980,000	988,000	8,820
636,000	642,000	5,720	988,000	996,000	8,890
642,000	648,000	5,770	996,000	1,004,000	8,960
648,000	654,000	5,830	1,004,000	1,012,000	9,030
654,000	660,000	5,880	1,012,000	1,020,000	9,100
660,000	666,000	5,940	1,020,000	1,028,000	9,180
666,000	672,000	5,990	1,028,000	1,036,000	9,250
672,000	678,000	6,040	1,036,000	1,044,000	9,320
678,000	684,000	6,100	1,044,000	1,052,000	9,390
684,000	690,000	6,150	1,052,000	1,060,000	9,460
690,000	696,000	6,210	1,060,000	1,068,000	9,540
696,000	702,000	6,260	1,068,000	1,076,000	9,610
702,000	708,000	6,310	1,076,000	1,084,000	9,680
708,000	714,000	6,370	1,084,000	1,092,000	9,750
714,000	720,000	6,420	1,092,000	1,100,000	9,820
720,000	726,000	6,480	1,100,000	1,108,000	9,900
726,000	732,000	6,530	1,108,000	1,116,000	9,970
732,000	738,000	6,580	1,116,000	1,124,000	10,040
738,000	744,000	6,640	1,124,000	1,132,000	10,110
744,000	750,000	6,690	1,132,000	1,140,000	10,180
750,000	756,000	6,750	1,140,000	1,148,000	10,260
756,000	762,000	6,800	1,148,000	1,156,000	10,330
762,000	768,000	6,850	1,156,000	1,164,000	10,400
768,000	774,000	6,910	1,164,000	1,172,000	10,470
774,000	780,000	6,960	1,172,000	1,180,000	10,540
780,000	788,000	7,020	1,180,000	1,188,000	10,620
788,000	796,000	7,090	1,188,000	1,196,000	10,690
796,000	804,000	7,160	1,196,000	1,204,000	10,760
804,000	812,000	7,230	1,204,000	1,212,000	10,830
812,000	820,000	7,300	1,212,000	1,220,000	10,900
820,000	828,000	7,380	1,220,000	1,228,000	10,980
828,000	836,000	7,450	1,228,000	1,236,000	11,050
836,000	844,000	7,520	1,236,000	1,244,000	11,120
844,000	852,000	7,590	1,244,000	1,252,000	11,190
852,000	860,000	7,660	1,252,000	1,260,000	11,260

退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円
140,000	142,000	1,260	300,000	304,000	2,700
142,000	144,000	1,270	304,000	308,000	2,730
144,000	146,000	1,290	308,000	312,000	2,770
146,000	148,000	1,310	312,000	316,000	2,800
148,000	150,000	1,330	316,000	320,000	2,840
150,000	152,000	1,350	320,000	324,000	2,880
152,000	154,000	1,360	324,000	328,000	2,910
154,000	156,000	1,380	328,000	332,000	2,950
156,000	158,000	1,400	332,000	336,000	2,980
158,000	160,000	1,420	336,000	340,000	3,020
160,000	162,000	1,440	340,000	344,000	3,060
162,000	164,000	1,450	344,000	348,000	3,090
164,000	166,000	1,470	348,000	352,000	3,130
166,000	168,000	1,490	352,000	356,000	3,160
168,000	170,000	1,510	356,000	360,000	3,200
170,000	172,000	1,530	360,000	364,000	3,240
172,000	174,000	1,540	364,000	368,000	3,270
174,000	176,000	1,560	368,000	372,000	3,310
176,000	178,000	1,580	372,000	376,000	3,340
178,000	180,000	1,600	376,000	380,000	3,380
180,000	184,000	1,620	380,000	384,000	3,420
184,000	188,000	1,650	384,000	388,000	3,450
188,000	192,000	1,690	388,000	392,000	3,490
192,000	196,000	1,720	392,000	396,000	3,520
196,000	200,000	1,760	396,000	400,000	3,560
200,000	204,000	1,800	400,000	404,000	3,600
204,000	208,000	1,830	404,000	408,000	3,630
208,000	212,000	1,870	408,000	412,000	3,670
212,000	216,000	1,900	412,000	416,000	3,700
216,000	220,000	1,940	416,000	420,000	3,740
220,000	224,000	1,980	420,000	426,000	3,780
224,000	228,000	2,010	426,000	432,000	3,830
228,000	232,000	2,050	432,000	438,000	3,880
232,000	236,000	2,080	438,000	444,000	3,940
236,000	240,000	2,120	444,000	450,000	3,990
240,000	244,000	2,160	450,000	456,000	4,050
244,000	248,000	2,190	456,000	462,000	4,100
248,000	252,000	2,230	462,000	468,000	4,150
252,000	256,000	2,260	468,000	474,000	4,210
256,000	260,000	2,300	474,000	480,000	4,260
260,000	264,000	2,340	480,000	486,000	4,320
264,000	268,000	2,370	486,000	492,000	4,370
268,000	272,000	2,410	492,000	498,000	4,420
272,000	276,000	2,440	498,000	504,000	4,480
276,000	280,000	2,480	504,000	510,000	4,530
280,000	284,000	2,520	510,000	516,000	4,590
284,000	288,000	2,550	516,000	522,000	4,640
288,000	292,000	2,590	522,000	528,000	4,690
292,000	296,000	2,620	528,000	534,000	4,750
296,000	300,000	2,660	534,000	540,000	4,800

(注) この表において「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」とは、退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した残額をいう。

(備考) 税額を求めるには、まず、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額を求め、次に、その金額に応じて「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。この場合において、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額が2,000,000円以上の納税義務者の退職所得控除額控除後の退職手当等の2分の1に相当する金額に100円未満の端数があるときは、その端数の金額に2を乗じて計算した金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額から控除した後の金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額とみなすものとし、その納税義務者の税額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める税額とする。

退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円
1,260,000	1,270,000	11,340	1,760,000	1,770,000	15,840
1,270,000	1,280,000	11,430	1,770,000	1,780,000	15,930
1,280,000	1,290,000	11,520	1,780,000	1,790,000	16,020
1,290,000	1,300,000	11,610	1,790,000	1,800,000	16,110
1,300,000	1,310,000	11,700	1,800,000	1,810,000	16,200
1,310,000	1,320,000	11,790	1,810,000	1,820,000	16,290
1,320,000	1,330,000	11,880	1,820,000	1,830,000	16,380
1,330,000	1,340,000	11,970	1,830,000	1,840,000	16,470
1,340,000	1,350,000	12,060	1,840,000	1,850,000	16,560
1,350,000	1,360,000	12,150	1,850,000	1,860,000	16,650
1,360,000	1,370,000	12,240	1,860,000	1,870,000	16,740
1,370,000	1,380,000	12,330	1,870,000	1,880,000	16,830
1,380,000	1,390,000	12,420	1,880,000	1,890,000	16,920
1,390,000	1,400,000	12,510	1,890,000	1,900,000	17,010
1,400,000	1,410,000	12,600	1,900,000	1,910,000	17,100
1,410,000	1,420,000	12,690	1,910,000	1,920,000	17,190
1,420,000	1,430,000	12,780	1,920,000	1,930,000	17,280
1,430,000	1,440,000	12,870	1,930,000	1,940,000	17,370
1,440,000	1,450,000	12,960	1,940,000	1,950,000	17,460
1,450,000	1,460,000	13,050	1,950,000	1,960,000	17,550
1,460,000	1,470,000	13,140	1,960,000	1,970,000	17,640
1,470,000	1,480,000	13,230	1,970,000	1,980,000	17,730
1,480,000	1,490,000	13,320	1,980,000	1,990,000	17,820
1,490,000	1,500,000	13,410	1,990,000	2,000,000	17,910
1,500,000	1,510,000	13,500			
1,510,000	1,520,000	13,590	2,000,000	3,000,000	退職所得控除額 控除後の退職手 当等の金額に 0.9を乗じて 算出した金額
1,520,000	1,530,000	13,680			
1,530,000	1,540,000	13,770			
1,540,000	1,550,000	13,860			
1,550,000	1,560,000	13,950			
1,560,000	1,570,000	14,040	3,000,000円以上		退職所得控除額 控除後の退職手 当等の金額に 1.8を乗じて 算出した金額か ら27,000円を控 除した金額
1,570,000	1,580,000	14,130			
1,580,000	1,590,000	14,220			
1,590,000	1,600,000	14,310			
1,600,000	1,610,000	14,400			
1,610,000	1,620,000	14,490			
1,620,000	1,630,000	14,580			
1,630,000	1,640,000	14,670			
1,640,000	1,650,000	14,760			
1,650,000	1,660,000	14,850			
1,660,000	1,670,000	14,940			
1,670,000	1,680,000	15,030			
1,680,000	1,690,000	15,120			
1,690,000	1,700,000	15,210			
1,700,000	1,710,000	15,300			
1,710,000	1,720,000	15,390			
1,720,000	1,730,000	15,480			
1,730,000	1,740,000	15,570			
1,740,000	1,750,000	15,660			
1,750,000	1,760,000	15,750			

附則

(施行期日)

1 この条例は、昭和四十二年一月一日から施行する。

(県民税に関する規定の適用)

2 この条例による改正後の鳥取県税条例(以下「新条例」という。)の規定中第三十八条の二の規定によつて課する所得割に関する部分は、昭和四十二年一月一日以後に支払われるべき同条に規定する退職手当等について適用し、同日前に支払われるべき当該退職手当等については、なお従前の例による。

(事業税に関する規定の適用)

3 新条例の規定中事業税に関する部分は、昭和四十二年度分の事業税から適用し、昭和四十一年度分までの事業税については、なお従前の例による。

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十一年十二月二十三日

鳥取県知事 石

破

二

朗

鳥取県条例第四十三号

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一部を改正する

条例

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例(大正十二年十二月鳥取県令第五十五号)の一部を次のように改正する。

第二十五条ノ十を第二十五条ノ十二とし、第二十五条ノ八及び第二十五

条ノ九を二条すつ繰り下げ、第二十五条ノ七中「第二十五条ノ五」を「第二十五条ノ七」に、「第三条の三第三項」を「第三条の三第二項第二号」に、「第七条の二第二項」を「第七条の二第一項第二号」に、「第五十三

条の五」を「第五十三條の六」に、「第五十三條の三」を「第五十三條の

五」に改め、同条を第二十五条ノ九とし、第二十五条ノ六中「昭和三十

七年法律第五十三号」を削り、「第三条の三第二項」を「第三条の三

第二項第一号」に、「第七条の二第一項」を「第七条の二第一項第一号」

に改め、「(昭和三十七年政令第三百五十二号)」を削り、「第五十三條

の三」を「第五十三條の五」に改め、同条を第二十五条ノ八とし、第二十

五条ノ五第一項中「恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百

五十五号以下「法律第百五十五号」ト謂フ)を「法律第百五十五号」に

改め、同条第三項中「前条」を「第二十五条ノ四」に改め、同条第四項中

「前条第四項」を「第二十五条ノ四第四項」に、「前条第三項」を「同条

第三項」に、「前条第六項」を「同条第六項」に改め、同条を第二十五

条ノ七とし、第二十五条ノ四の次に次の二条を加える。

第二十五条ノ五 旧日本赤十字社令(明治四十三年勅令第二百二十八号)

ノ規定ニ基キ事変地又ハ戦地ニ於テ旧陸軍又ハ海軍ノ戦時衛生勤務(以

下「戦地勤務」ト謂フ)ニ服シタル日本赤十字社ノ救護員(恩給法の一

部を改正する法律附則第四十一條の二の日本赤十字社の救護員の範囲等

を定める政令(昭和四十一年政令第二百四十五号以下「政令第二百四十

五号」ト謂フ)第一条ニ定ムルモノニ限ル以下「救護員」ト謂フ)デアリ

タル者ニシテ県吏員等トナリタルモノニ係ル退職年金ノ基礎トナルベキ

県吏員等トシテノ在職年ノ計算ニ付テハ戦地勤務ニ服シタル月(県吏員

等又ハ公務員ヲ退職シタル月ニ戦地勤務ニ服シタル場合ニ於テハ其ノ翌

月)ヨリ戦地勤務ニ服スルコトナクナリタル月(戦地勤務ニ服スルコトナクナリタル月ニ係ル月)ニ係ル月トナリタル場合ニ於テハ其ノ前月)迄ノ年月数(当該年月数ヲ県吏員等トシテノ在職年ニ加ヘタルモノノガ十七年ヲ超ユルコトナル場合ニ於ケル其ノ超ユル年月数ヲ除ク)ヲ加ヘタルモノニ依ル但シ救護員トナル前ノ県吏員等トシテノ在職年又ハ公務員トシテノ在職年ガ退職年金又ハ普通恩給ニ付テノ最短恩給年限ニ達シタル者又ハ普通恩給若ハ他ノ地方公共団体ノ退職年金条例ノ規定ニ依ル退職年金ヲ受ケル権利ヲ有スル者ノ救護員トシテノ在職年月数及恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百五十五号以下「法律第百五十五号」ト謂フ)附則第四十一條の二ノ規定ニ依リ普通恩給ノ基礎トナルベキ在職年ノ計算上公務員トシテノ在職年ニ加ヘラレ又ハ県吏員等トナル前ニ在職シタル他ノ地方公共団体ノ退職年金条例ノ規定中同条ノ規定ニ相当スルモノ(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第百五十三号)第三條の三第二項第三号及第七條の二第一項第三号ノ規定ヲ含ム)ニ依リ当該他ノ地方公共団体ノ退職年金ノ基礎トナルベキ在職年ノ計算上当該他ノ地方公共団体ノ退職年金條例ニ規定スル職員トシテノ在職年ニ加ヘラレタル当該救護員トシテノ在職年月数(法律第百五十五号附則第四十一條の二第一項但書ノ規定若ハ之ニ相当スル他ノ地方公共団体ノ退職年金條例ノ規定又ハ地方公務員等共済組合法施行令(昭和三十七年政令第三百五十二号)附則第五十三條の七第一項但書ノ規定ニ依リ除カレタル在職年月数ヲ含ム)ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ事変地又ハ戦地ノ区域及其ノ区域ガ事変地又ハ戦地デアリタル期間ハ政令第二百四十五号第二條ニ定ムル区域及期間トス

前条第三項及第五項ノ規定ハ第一項ノ規定ノ適用ニ依リ給スベキ退職年金又ハ遺族年金ニ付テ準用ス此ノ場合ニ於テ前条第三項中「モノノ中昭和三十六年九月三十日以前ニ退職シ若クハ死亡シタル者又ハ其ノ遺族ハ同年十月一日」トアルハ「モノノ又ハ其ノ遺族ハ昭和四十一年十月一日」ト同条第五項中「昭和三十六年十月」トアルハ「昭和四十一年十月」ト読替ヘル

前条第四項ノ規定ハ前項ニ於テ準用スル前条第三項ノ場合ニ於テ準用シ前条第六項ノ規定ハ県吏員等トシテノ在職年(救護員トナル前ノ県吏員等トシテノ在職年ヲ除ク)ニ基キ退職一時金又ハ遺族一時金ヲ受ケタル者ガアリタル場合ニ於ケル前項ノ規定ノ適用ニ依リ給スベキ退職年金又ハ遺族年金ノ年額ニ付テ準用ス

第二十五条ノ六 奄美群島(旧鹿兒島県大島郡ノ区域ニシテ北緯二十九度以南ニ在ルモノヲ謂フ以下同ジ)ノ区域ニ於テ勤務シタル琉球政府等ノ職員(奄美群島ノ復帰に伴フ琉球政府等ノ職員ノ恩給等ノ特別措置に関する政令(昭和三十年政令第二百九十八号以下「特別措置ニ関スル政令」ト謂フ)第一条ニ規定スル琉球政府等ノ職員ニシテ同令別表第三(第十八項ヲ除ク)ニ掲グル職員ニ該当スルモノヲ謂フ以下同ジ)デアリタル者ニシテ昭和二十八年十二月二十五日以後職員トナリタルモノニ係ル退職年金ノ基礎トナルベキ県吏員等トシテノ在職年ノ計算ニ付テハ当該奄美群島ノ区域ニ於テ琉球政府等ノ職員トシテノ在職シタル年月数(元南西諸島官公署職員等ノ身分、恩給等ノ特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第百五十六号)第四條第一項若ハ特別措置ニ関スル政令第二條ノ規定ニ依リ普通恩給ノ基礎トナルベキ在職年ノ計算上公務員トシテノ在職年ト為サレ又ハ県吏員等トナル前ニ在職シタル他ノ地方公共団体ノ退職年金條例ノ規定中之等ノ規定ニ相当スルモノニ依リ当該他ノ地方公共団体ノ退職年金條例ニ規定スル職員トシテノ在職年ト為サレタル年月数

及奄美群島ノ区域ニ於テ琉球政府等ノ職員トシテ在職シタル年月数ヲ果  
吏員等トシテノ在職年ニ加ヘタルモノガ十七年ヲ超ユルコトナル場合  
ニ於ケル其ノ超ユル年月数ヲ除ク)ヲ加ヘタルモノニ依ル  
前条第一項但書ノ規定ハ前項ノ場合ニ於テ準用ス此ノ場合ニ於テ「救  
護員」トアルハ「琉球政府等ノ職員」ト「恩給法の一部を改正する法律  
(昭和二十八年法律第五十五号)以下「法律第五十五号」ト謂フ)附  
則第四十一条の二」トアルハ「特別措置ニ関スル政令第二条の二」ト  
「第三条の三第二項第三号」トアルハ「第三条の三第二項第四号」ト  
「第七条の二第一項第三号」トアルハ「第七条の二第一項第四号」ト  
「法律第五十五号附則第四十一条の二」トアルハ「特別措置ニ関スル  
政令第二条の二」ト「第五十三号の七第一項」トアルハ「第五十三号の  
八第二項ニ於テ準用スル第五十三号の七第一項」ト読替ヘル  
第二項ノ規定ニ依リ加ヘラルル琉球政府等ノ職員トシテノ在職年ノ計算  
ニ付テハ当該加ヘラルル期間中特別措置ニ関スル政令第二条第一項第四号  
ニ掲グル在職ニ係ル年月数ハ第三条ノ二各号ニ掲グル者トシテノ在職ニ  
係ル年月数ト看做ス  
前条第三項及第四項ノ規定ハ前三項ノ規定ノ適用ニ依リ退職年金又ハ遺  
族年金ヲ給スベキ場合ニ準用ス此ノ場合ニ於テ前条第三項ニ於テ準用ス  
ル第二十五号ノ四第三項中「モノノ中昭和三十六年九月三十日以前ニ退  
職シ若クハ死亡シタル者又ハ其ノ遺族ハ同年十月一日」トアルハ「モノ  
又ハ其ノ遺族ハ昭和四十一年十月一日」ト同条同項ニ於テ準用スル第二  
十五号ノ四第五項中「昭和三十六年十月」トアルハ「昭和四十一年十月」  
ト前条第四項中「救護員」トアルハ「琉球政府等ノ職員」ト読替ヘル

この条例は、公布の日から施行し、昭和四十一年十月一日から適用する。  
恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべ  
き在職期間と職員ノ退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と  
の通算に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。  
昭和四十一年十二月二十三日  
鳥取県知事 石 破 二 朗  
鳥取県条例第四十四号  
恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎とな  
るべき在職期間と職員ノ退職年金及び退職一時金の基礎となるべき  
在職期間との通算に関する条例等の一部を改正する条例  
恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべ  
き在職期間と職員ノ退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間  
との通算に関する条例の一部改正)  
第一条 恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎と  
なるべき在職期間と職員ノ退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在  
職期間との通算に関する条例(昭和三十三年七月鳥取県条例第二十九号)  
の一部を次のように改正する。  
第五条第一項ただし書中「又は第四十二条」を「、第四十一条の二第  
一項若しくは第四十二条」に改め、「場合を含む。」の下に「又は奄  
美群島の復帰に伴う琉球政府等の職員ノ恩給等の特別措置に関する政令  
(昭和三十年政令第二百九十八号)第二条の二」を加え、「及び同法附  
則第二十四条第四項の規定により恩給の基礎在職年の計算上算入される  
べき加算年の年月数(同条第七項の規定により同条第四項第一号又は第

附則

三号に規定する加算年の年月数とみなされる年月数を含む。」を削る。  
第九条第二項中「当該年額ノ算定の基礎となつた在職期間」の下に  
「(旧軍人、旧準軍人又は旧軍属(法律第五十五号附則第十条第一項  
に規定する旧軍人、旧準軍人又は旧軍属をいう。以下この項において同  
じ。))としての在職期間にあつては実在職期間とし、旧軍人以外の公務  
員(旧軍属を除く。))としての在職期間にあつては法律第五十五号に  
よる廃止前の恩給法の特例に関する件(昭和二十一年勅令第六十八号)  
第二条第二項に規定する加算年を除いた在職期間とする。以下この項に  
おいて同じ。))」を加える。  
(恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべ  
き在職期間と職員ノ退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間  
との通算に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)  
第二条 恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎と  
なるべき在職期間と職員ノ退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在  
職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例(昭和三十四年十月  
鳥取県条例第三十号)の一部を次のように改正する。  
附則第十条を次のように改める。  
(加算年を基礎とする退職年金又は遺族年金の年額の特例)  
第十条 この条例の規定により公務員としての在職期間を通算されるべ  
き者で、当該在職期間のうち旧軍人、旧準軍人若しくは旧軍属(恩  
給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号)以下  
「法律第五十五号」という。)附則第十条第一項に規定する旧軍人、  
旧準軍人若しくは旧軍属をいう。以下この項において同じ。))として  
の在職期間又は同法による廃止前の恩給法の特例に関する件(昭和二十

十一年勅令第六十八号)第二条第二項に規定する加算年を含むものに  
退職年金を支給するときは、その者の在職期間(旧軍人、旧準軍人又  
は旧軍属としての在職期間にあつては実在職期間とし、旧軍人以外の  
公務員(旧軍属を除く。))としての在職期間にあつては同項に規定す  
る加算年を除いた在職期間とする。以下この条において同じ。))の年  
数に同じ、次の各号に定める率を退職年金の基礎となるべき給料年額  
に乗じて得た額(普通恩給権を有する者にあつては、当該普通恩給の  
年額に相当する額を減じた額)をもつて退職年金の年額とする。  
一 在職期間の年数が十七年である場合にあつては、百五十分の五十  
二 在職期間の年数が十七年をこえる場合にあつては、百五十分の五  
十に十七年をこえる年数一年につき百五十分の一を加えたもの  
三 在職期間の年数が十七年未満である場合にあつては、百五十分の  
五十から十七年に不足する年数一年につき百五十分の二・五を減じ  
たもの。ただし、百五十分の二十五を下らないものとする。  
2 前項に規定する者が在職中死亡したことにより遺族年金を支給する  
ときは、その者の在職期間の年数に同じ、退職年金の基礎となるべき  
給料年額に同項各号に定める率を乗じて得た額を基礎として計算した  
遺族年金の年額に相当する額(扶助料権を有する遺族にあつては、当  
該扶助料の年額に相当する額を減じた額)をもつて遺族年金の年額と  
する。  
附則  
(施行期日)  
第一条 この条例は、公布の日から施行し、昭和四十一年十月一日から適  
用する。ただし、第一条中恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び



退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例第五項ただし書の改正規定(恩給の基礎在職年の計算上算入されるべき加算年の年月数に係る部分に限る。)及び附則第三条の規定は、昭和四十二年一月一日から施行する。

(日本赤十字社救護員期間等の算入に伴う経過措置)

第二条 この条例による改正前の条例の規定により、公務員としての在職期間を通算されるべき者のうち、昭和三十一年九月一日以後退職した職員でその者の公務員としての在職期間の計算につき恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号。以下「法律第五十五号」という。)附則第四十一条の二第一項又は奄美群島の復帰に伴う琉球政府等の職員の恩給等の特別措置に関する政令(昭和三十年政令第二百九十八号。以下「特別措置に関する政令」という。)第二条の二及びこの条例による改正後の条例第五項の規定を適用することによつてその者の在職期間が十七年に達することとなるもの又はその遺族は、昭和四十一年十月一日から退職年金を受ける権利又は遺族年金を受ける権利若しくは資格を取得する。

2 前項の規定は、法律第五十五号附則第二十四条の四第二項各号に掲げる者に相当する者については、適用しない。

3 前二項の規定により退職年金又は遺族年金を受ける権利を取得した者の退職年金又は遺族年金の支給は、昭和四十一年十月一日から始めるものとする。ただし、職員を退職した時(退職したものとみなされた時を含む。)に当該退職年金を受ける権利を取得したものとしたならば、鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例(大正十二年十二月鳥取県令第五

十五号)以外の法令により当該退職年金を受ける権利が消滅すべきであった者又はその遺族については、当該退職年金又はこれに基づく遺族年金の支給は、行なわれないものとする。

4 前三項の規定により新たに退職年金又は遺族年金の支給を受けることとなる者が、職員に係る一時恩給、退職一時金又は遺族一時金を受けた者である場合においては、当該退職年金又は遺族年金の年額は、退職年金については当該一時恩給、退職一時金又は遺族一時金の額(その者が二以上のこれらのものを受けた者であるときはその合算額とし、すでに国庫又は地方公共団体(地方公務員等共済組合法(昭和二十七年法律第百五十二号)による廃止前の町村職員恩給組合法(昭和二十七年法律第百十八号)第二条の町村職員恩給組合から受けたものについては、当該町村職員恩給組合の権利義務を承継した地方公務員等共済組合法第三条第一項第六号の規定に基づく市町村職員共済組合)に返還された額があるときはその額を控除した額とする。)の十五分の一に相当する額を、遺族年金についてはこれらの額の三十分の一に相当する額を、それぞれ年額から控除した額とする。

5 第一項に規定する職員であつた者又はその遺族のうち、昭和四十一年九月三十日において現に法律第五十五号附則第四十一条の二第一項又は特別措置に関する政令第二条の二及びこの条例による改正後の条例第五項第一項の規定の適用を受けることなくして計算された公務員としての在職期間を基礎とする退職年金又は遺族年金の支給を受けているものについては、同年十月分から、これらの規定を適用してその年額を改定する。(旧軍人等の加算年の算入に伴う経過措置)

第三条 前条の規定は、この条例による改正前の条例の規定により、公務員としての在職期間を通算されるべき者のうち、昭和三十一年九月一日以後退職した職員でその者の公務員としての在職期間の計算につき法律第五十五号附則第二十四条第八項及びこの条例による改正後の条例第五項第一項の規定を適用することによつてその者の在職期間が十七年に達することとなるもの又はその遺族について準用する。この場合において、前条第一項中「昭和四十一年十月一日」とあるのは「昭和四十二年一月一日」と、同条第三項中「昭和四十一年十月」とあるのは「昭和四十二年一月」と、同条第五項中「昭和四十一年九月三十日」とあるのは「昭和四十二年十二月三十一日」と、「同年十月分」とあるのは「昭和四十二年一月分」と読み替えるものとする。

第四条 恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例(昭和三十四年十月鳥取県条例第三十号)附則第十条の規定により退職年金の基礎となるべき給料年額に同条第一項第三号に定める率を乗じて得た額を基礎として計算された遺族年金でその遺族年金を受ける者が妻又は子であるもの昭和四十一年十月分以降の年額は、その年額に、その年額と同項に規定する在職期間の年数が退職年金についての最短期間である場合の遺族年金の年額との差額に相当する額を加えた額とする。

2 昭和四十一年九月三十日以前に給与事由の生じた遺族年金の同年同月分までの年額については、なお従前の例による。

3 第一項の規定による遺族年金の改定は、知事が、受給者の請求

を待たずに行なう。

各選挙区県議会議員数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十一年十二月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第四十五号

各選挙区県議会議員数条例の一部を改正する条例

各選挙区県議会議員数条例(昭和二十六年三月鳥取県条例第九号)の一部を次のように改正する。

「鳥取市 七人」「鳥取市 八人

この条例中 米子市 六人 を 米子市 七人 に、「日野郡 三人」

を「日野郡 二人」に改める。

附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。

鳥取県立病院の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十一年十二月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第四十六号

鳥取県立病院の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立病院の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第十二号)の一部を次のように改正する。題名を次のように改める。

鳥取県官病院事業の設置等に関する条例  
第一条及び第二条を次のように改める。

(設置)  
第一条 県民に必要な医療等を提供し、もつてその福祉の増進に寄与することを目的として、病院事業を設置する。  
(経営の基本)

第二条 病院事業は、公的医療機関としての目的に即応しつつ、科学的で適正な診療等を行なうため、能率的かつ経済的な運営を行なう。  
2 病院事業の用に供する施設(看護婦養成所を除く。以下「病院」という。)は、次のとおりとする。

名称	位置	診療科名	病床の種別
鳥取県立中央病院	鳥取市	内科 小児科 外科 整形外科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科 放射線科 耳鼻咽喉科 理学療法科 眼科	一般病床 結核病床 受託伝染病 床
鳥取県立厚生病院	倉吉市	内科 小児科 外科 整形外科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科 放射線科 耳鼻咽喉科 理学療法科 眼科	一般病床 受託伝染病 床

3 看護婦として必要な知識及び技能を修得させるため、次の表の上欄に掲げる病院に、それぞれ当該下欄に掲げる看護婦養成所(以下「学院」という。)を附置する。

病院の名称	看護婦養成所の名称
鳥取県立中央病院	鳥取県立鳥取高等看護学院
鳥取県立厚生病院	鳥取県立倉吉高等看護学院

第三条の見出しを「(病院における使用料及び手数料の徴収)」に改め

る。

第四条及び第五条を次のように改める。

(学院の入学選抜手数料の徴収)  
第四条 学院の入学選抜試験を受けようとする者に対しては、入学選抜手数料を徴収する。

2 前項の入学選抜手数料の額は、三百円とする。  
(病院における使用料及び手数料の減免)  
第五条 知事は、特別の理由があるときは、規則で定めるところにより、病院における使用料又は手数料を減免することができる。  
第五条の次に次の五条を加える。

(重要な資産の取得及び処分)  
第六条 地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号。以下「法」という。)第三十三条第二項の規定により予算で定めなければならない病院事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価格)が七千万円以上の不動産又は動産の買入れ又は譲渡(土地については、その面積が一件二万平方メートル以上のものに係るものに限る。)とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第七条 法第三十四条において準用する地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二第四項の規定により病院事業の業務に従事する職員は、賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が十万円以上である場合とする。  
(議会の議決を要する負担附きの寄附の受領等)

第八条 法第四十条第二項の条例で定めるものは、病院事業の業務に関する負担附きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が十万円以上のもの並びに県がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起、和解、あつせん、調停及び仲裁で重要又は異例なもの並びに法律上県の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が十万円以上のものとする。  
(業務状況の説明書類の提出)

第九条 法第四十条の二第一項の規定による病院事業の業務の状況を説明する書類の提出は、前期分(四月一日から九月三十日までのもの)については十一月三十日まで、後期分(十月一日から三月三十一日までのもの)については五月三十一日までに提出するものとする。

2 前項の書類には、次に掲げる事項を記載するものとする。  
一 事業の概況  
二 経理の状況  
三 前二号に掲げるもののほか、病院事業の経営状況を明らかにするために必要な事項

3 天災その他の事故により、第一項に定める期限までに、同項の書類を提出することができなかつた場合においては、その事故が終了した後で、できるだけすみやかに提出するものとする。

(規則への委任)  
第十条 この条例に定めるもののほか、病院事業の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附則  
(施行期日)

1 この条例は、昭和四十二年一月一日から施行する。  
(鳥取県立高等看護学院の設置及び管理に関する条例の廃止)  
2 鳥取県立高等看護学院の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第十三号)は、廃止する。  
(重要な公の施設等の指定等に関する条例の一部改正)  
3 重要な公の施設等の指定等に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第十号)の一部を次のように改正する。

第一条第二号を次のように改める。  
二 鳥取県官病院事業の設置等に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第十二号)第二条第二項に規定する病院事業の用に供する施設(以下「県立病院」という。)